

埼玉県総合教育会議オンライン傍聴要領

1 趣旨

この要領は、埼玉県総合教育会議のWeb会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話ができるシステムをいう。）による傍聴（以下「オンライン傍聴」という。）の手續、傍聴者の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

2 傍聴者の定員

傍聴者の定員は、Web会議システムの上限とする。

3 傍聴の手續

(1) 会議の傍聴を希望する者は、会議開催日の2営業日前の午後3時までに別紙オンライン傍聴申込書を提出しなければならない。

(2) 傍聴の受付は、先着順で行う。定員になり次第、受付を終了する。

(3) 傍聴者は、別途案内される傍聴用URLから傍聴する。

(4) インターネット回線や視聴に必要な設備等は自身で準備すること。

なお、傍聴に当たり、次のセキュリティ要件を満たす必要がある。

ア 使用する端末のOSやアプリケーションソフトは、メーカーのサポート期間内であること。

イ 使用するインターネット回線は、本人もしくは所属する組織が管理するものとし、フリーWi-Fiは使用しないこと。

ウ パソコンを使用する場合は、必ずウイルス対策ソフトを導入し、最新の定義であること。

4 会議の秩序の維持

(1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たり、係員の指示に従うこと。

(2) 傍聴者が5の規定に違反し、かつ係員からの注意に従わないときは、退出していただく場合がある。

5 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

ア 傍聴用URL、ID及びパスワードを他者へ漏らさないこと。

イ 他の者を代理で傍聴させないこと。

ウ 他者が会議の映像や音声を視認又は聴取できる環境で傍聴をしないこと。

エ 会議中はマイクとカメラをオフにし、チャット等の機能を使用しないこと。

オ 会議の録音、録画、スクリーンショットの撮影、写真撮影等を行わないこと。

と。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。
カ その他会議の妨害となるような挙動をとらないこと。

6 その他

- (1) 通信状況により、映像や音声途切れたり、一時停止したりする可能性がある。また、配信の続行ができなくなった場合、傍聴を中止する可能性がある。
- (2) 通信状況の不具合等により傍聴者に不利益が生じたとしても、その責を負わない。
- (3) 公開できない事項を取り扱う場合、会議の一部を非公開とする場合がある。

附 則

この要領は、令和5年8月2日から施行する。

埼玉県総合教育会議議長 宛
メールアドレス：a6992-01@pref.saitama.lg.jp

令和 年 月 日

オンライン傍聴申込書

第 回埼玉県総合教育会議のオンライン傍聴を申し込みます。
なお、会議の傍聴の際は、埼玉県総合教育会議オンライン傍聴要領を遵守します。

傍聴人氏名（ふりがな）	
電話番号（自宅又は携帯）	
メールアドレス	

【セキュリティ要件】

- 傍聴に当たっては、お使いの端末等が次のセキュリティ要件を満たす必要があります。
- ・ 使用する端末のOSやアプリケーションソフトは、メーカーのサポート期間内であること。
 - ・ 使用するインターネット回線は、本人もしくは所属する組織が管理するものとし、フリーWi-Fiは使用しないこと。
 - ・ パソコンを使用する場合は、必ずウイルス対策ソフトを導入し、最新の定義であること。

【その他留意事項】

- ・ 傍聴の受付は、 月 日（ ）午後3時まで先着順で行います。定員になり次第、受付を終了します。
- ・ 傍聴を希望される方は、オンライン傍聴要領を御確認の上、申込みをしてください。
- ・ 傍聴可否については、 月 日（ ）までに御連絡します。